

(一社)日本家政学会中国・四国支部 優秀研究発表賞授賞内規(案)

1. 中国・四国支部 優秀研究発表賞の授賞は、本内規により行う。
2. 本支部は、本支部が主催する「中国・四国支部大会」において研究発表した優秀な本支部会員に対し、中国・四国支部 優秀研究発表賞を授賞する。
3. 授賞資格は次のとおりとする。
 - (1) 「中国・四国支部大会」での全ての発表者(登壇者)とする。ただし、選考を辞退した場合は対象外とする。
 - (2) 授賞のとき、本支部の会員であること。ただし、過去5年間で2回以上受賞していた場合は対象外とする。
4. 中国・四国支部 優秀研究発表賞の授賞者には、紙製の賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。
5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。
 - (1) 審査者は、専門分野に偏りがないように機関幹事および研究発表会の座長から選拔し、審査者が不足する場合は、常任幹事が審査者となる。
 - (2) 審査者は、申し合わせの選考基準に則り審査する。
 - (3) 審査者が対象となる研究発表の登壇者もしくは共同研究者である場合も、審査に制限は加えない。但し、できる限り客観的な評価を心がけねばならない。
 - (4) 審査内容は、研究発表要旨集、ならびに当日の研究発表とする。
 - (5) 審査にあたっては、審査者の持ち点制として審査を行う。
 - (6) 受賞者の数は、口頭発表およびポスター発表ごとに、それぞれ発表者数に応じて決める。
 - (7) 上記審査結果に基づいて、支部長が組織した数名からなる選考委員会の議を経て受賞候補者を決定する。決定に際しては、原則として審査者による投票結果の上位から選出するものとする。但し、同数、僅差などの場合は、選考委員会メンバーの合意のもとに決定する。
 - (8) 受賞候補者の決定結果は、選考委員会より支部長を経て常任幹事会に報告する。
 - (9) 常任幹事会は授賞者を決定する。
6. 受賞者決定の結果は、支部長より書面をもって授賞者本人に通知する。さらに、本支部ホームページにおいて優秀研究発表賞の受賞者名、研究題目を公開する。

付則

令和7年4月 施行予定

申し合わせ事項

1. 選考の基準

- (1) 研究発表要旨集の体裁(フォーマット, 見易さ, 文章表現)および内容
- (2) 口頭発表における方法, 態度およびストーリー性, ならびに質疑応答の的確さ
- (3) ポスター発表におけるポスターの内容, 態度およびストーリー性, ならびに質疑応答の的確さ
- (4) 発表内容の新規性・論理性
- (5) 将来への可能性

2. 評価の方法

審査者は優れていると思われる発表を6件選ぶ。無記名の用紙に, 最も優れていると思われる発表1件に「3点」, 次に優れていると思われる発表2件に「2点」, 次次に優れていると思われる発表2件に「1点」を採点する。上記の採点方法に不都合が生じた場合には, 適宜変更することも可能とする。

3. 審査者の聴講

審査者は, できるだけ多くの研究発表を聴講した上で選考基準に従って投票することを原則とする。但し, 一部の発表を聴講できなかった場合, 非聴講の発表については, 研究発表要旨集等の内容から評価することも可能とする。

4. 受賞者の選出件数

発表件数に応じて, 概ね以下の件数を選出する。

発表件数が 1～10 件の場合は, 1 件程度。

発表件数が 11～20 件の場合は, 2 件程度。

発表件数が 21～30 件の場合は, 3 件程度。

なお, 口頭発表, ポスター発表ごとに選出件数を決める。

付則

令和3年4月 施行